郡民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)新旧対照表(抄)

<b>牧</b> 旧 <b>张</b>	<b></b>
目次 (現行のとおり)	<b>三次</b> (略)
第一条から第五条の八まで (現行のとおり)	第一条から第五条の八まで (略)
(事業所区域の変更)	(事業所区域の変更)
第五条の八の二 (現行のとおり)	第五条の八の二 (路)
2 (現行のとおり)	0 (智)
第五条の十 (現行のとおり)(指定の取消し)第五条の九 (現行のとおり)4 (現行のとおり)くは第四号の規定により指定を取り消すものとする。暖化対策事業所)として指定し、又は第五条の十第三項第三号若し地球温暖化対策事業所(規則で定める場合にあっては、特定地球温広じて、事業所区域の変更に係る規則で定める事業所を新たな指定域の変更があったと認めたときは、事業所区域の変更の後の状況に関 知事は、前項の規定による申請があった場合において、事業所区	第五条の十 (略)(指定の取消し)4 (略) 4 (略) 24 (略) とは第四号の規定により指定を取り消すものとする。 暖化対策事業所)として指定し、又は <u>第五条の十第二項第三号</u> 若し地球温暖化対策事業所(規則で定める場合にあっては、特定地球温広じて、事業所区域の変更に係る規則で定める事業所を新たな指定域の変更があったと認めたときは、事業所区域の変更の後の状況に
別 (現行のとおり)   とを要しない。   関化対策事業者にあっては、当該各号の規定に基づく届出を行うこ  届出を行った後、再度当該各号に該当することとなった指定地球温  3 前項の規定にかかわらず、同項第二号又は第三号の規定に基づく	

- 関定による指定 対策事業所に係る第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の く。)が<u>第一項各号に該当すると認めた場合 当該指定地球温暖化工格定地球温暖化対策事業所(特定地球温暖化対策事業所を除</u>
- 八第一項及び第三項又は第五条の八の二第三項の規定による指定を確認した場合 当該特定地球温暖化対策事業所に係る第五条のつ、第五条の十八の規定による変更後の炊条第一項の義務の履行二 特定地球温暖化対策事業所が<u>第一項各号</u>に該当すると認め、か

三及び四 (現行のとおり)

(特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減)

第五条の十一 (現行のとなり)

- 義務充当が行われたときは、その量認め、発行する量 (以下「その他ガス削減量」という。) について、算定される量のうち規則で定める量を超過した量について知事がおけるその他ガス排出量の削減量として規則で定める方法により」 当該特定地球温暖化対策事業所において、規則で定める期間に
- 算して得た量(ウ及びカのうち規則で定める量の合計については、の種類に応じ、それぞれ規則で定める換算率を乗じて得た量を合だときは、次に掲げる量のうち義務充当が行われた量に、当該量いう。)を取得し、当該振替可能削減量について義務充当が行われ下「振替」という。)が可能な削減量(以下「振替可能削減量」とにおいて、規則で定める期間における次に掲げる取得及び移転(以上、特定地球温暖化対策事業者が、当該特定地球温暖化対策事業所

- 定による指定策事業所に係る第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規ぐ。)が前項各号に該当すると認めた場合 当該指定地球温暖化対平 指定地球温暖化対策事業所(特定地球温暖化対策事業所を除
- 一項及び第三項又は第五条の八の二第三項の規定による指定認した場合 当該特定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第第五条の十八の規定による変更後の次条第一項の義務の履行を確二 特定地球温暖化対策事業所が<u>前項各号</u>に該当すると認め、かつ、

三及び四 (略)

(特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減)

第 日 条 の 十 一 ( 略 )

て得た量(ウ及びカのうち規則で定める量の合計については、規類に応じ、それぞれ規則で定める換算率を乗じて得た量を合算しときは、次に掲げる量のうち義務充当を行った量に、当該量の種いう。)を取得し、当該振替可能削減量について義務充当を行った下「振替」という。)が可能な削減量(以下「振替可能削減量」とにおいて、規則で定める期間における次に掲げる取得及び移転(以入削減量」という。)について、義務充当を行ったと登し、各と地球温暖化対策事業者が、当該特定地球温暖化対策事業所として規則で定める方法により算定する量のうち規則で定める量におけるその他ガス排出量の削減量において、規則で定める期間におけるその他ガス排出量の削減量におけて、規則で定める期間におけるその他ガス排出量の削減量

規則で定める量を上限とする。)

アからカまで(現行のとおり)

- 三(毘行のとおり)
- 2 (既行のとおり)
- 3 義務充当が行われた腰替可能削減量を削減義務の履行に充てるこ一3 義務充当を行った腰替可能削減量を削減義務の履行に充てること と以外の規則で定める用途に利用したときは、当談義務充当は、そ の効力を失う。
- 4 ( 配作の かお を )

第五条の十二 ( 現行のとなり)

(基準排出量の決定)

第五条の十三 (現行のとおり)

- 22 (配作のかだり)
- 3 特定地球温暖化対策事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書 を、規則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による 検証の結果を添えて、知事に提出し、基準排出量の決定を申請しな ければならない。

4及びら (現行のとおり)

第五条の十四 ( 現行のとなり)

(優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率)

第五条の十五 特定地球温暖化対策事業者は、当該特定地球温暖化対一 策事業所が地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所とし

則で定める量を上限とする。)

アからカまで (略)

111 (24)

22 (器)

以外の規則で定める用途に利用したときは、当該義務充当は、その 効力を失う。

4 (器)

継用係の十二 (器)

(基準排出量の決定)

(密)

3 特定地球温暖化対策事業者は、炊に掲げる事項を記載した申請書 を、関則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による 検証の結果(第一項第二号アの量を選択する場合は、第五条の十六 第一項の規定による検証の結果を含む。)を添えて、知事に提出し、 基準排出量の決定を申請しなければならない。

4及びら (略)

第五条の十四 (路)

(優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率)

第五条の十五 特定地球温暖化対策事業者は、当該特定地球温暖化対 策事業所が地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所とし することができる。より、<u>次条</u>の規定による検証の結果を添えて、その旨を知事に申請て知事が別に定める基準に適合するときは、規則で定めるところに

2 (現行のとおり)

(基準適合の検証)

行う検証を受けたものでなければならない。 の知事が別に定める基準に適合することについて、登録検証機関が第五条の十六 前条第一項の地球温暖化の対策の推進の程度は、同項

第五条の十七 (関行のとおり)

(事業所の廃止等による削減義務期間の変更等)

変更後の削減義務期間に応じた量に<u>変更する</u>ものとする。じ、当該各号に定める年度に<u>変更し、削減義務量を</u>当該終了年度の策事業所の削減義務期間の<u>終了年度を</u>、次の各号に掲げる区分に応事業所区域の変更があったと認めたときは、当該特定地球温暖化対の十第一項各号に該当し、又は第五条の八の二第三項の規定により第五条の十八 知事は、特定地球温暖化対策事業所について、第五条

規定する事業活動の規模の縮小があった年度 (以下この条においた日の属する年度の前年度 (同号に該当する年度と同項第二号に策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止され一第五条の十第一項第一号に該当するとき。 特定地球温暖化対

に申請することができる。より、<u>次条第二項</u>の規定による検証の結果を添えて、その旨を知事て知事が別に定める基準に適合するときは、規則で定めるところに

23 (格)

(基準適合の検証)

て、登録検証機関が行う検証を受けたものでなければならない。進の程度は、同号アの知事が別に定める基準に適合することについ第五条の十六 第五条の十三第一項第二号アの地球温暖化の対策の推

受けたものでなければならない。 に定める基準に適合することについて、登録検証機関が行う検証を 2 前条第一項の地球温暖化の対策の推進の程度は、同項の知事が別

(事業所の廃止等による削減義務期間の変更等)

更後の削減義務期間に応じた量に<u>変更される</u>ものとする。当該各号に定める年度に<u>変更され、削減義務量は</u>当該終了年度の変事業所の削減義務期間の<u>終了年度は</u>、次の各号に掲げる区分に応じ、域の変更があったと<u>知事が</u>認めたときは、当該特定地球温暖化対策項各号に該当し、又は第五条の八の二第三項の規定により事業所区第五条の十八 特定地球温暖化対策事業所について、第五条の十第一

た日の属する年度の前年度策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止され一第五条の十第一項第一号に該当するとき。 特定地球温暖化対

に規定するところによる。) の翌年度とが同一の年度となる場合にあっては、次号又は第三号期間の最後の年度(以下この条において「最後の年度」という。) で「規模縮小年度」という。)の翌年度又は同項第三号に規定する

- れかから当該特定地球温暖化対策事業者が選択する年度)第一号に該当する場合にあっては、ア又はイに定める年度のいず小年度の翌年度において、当該特定地球温暖化対策事業所が同項いずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する年度(規模縮二 第五条の十第一項第二号に該当するとき。 次に掲げる年度の
  - ア 規慎縮小年度の前年度
  - イ 児覚縮小年妻
  - ウ 規模縮小年度の属する削減計画期間の終了年度
- かから当該特定地球温暖化対策事業者が選択する年度) 一号に該当する場合にあっては、ア又はイに定める年度のいずれ年度の翌年度において、当該特定地球温暖化対策事業所が同項第いずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する年度(最後の三 第五条の十第一項第三号に該当するとき。 次に掲げる年度の
  - ア
    最後の年度の前年度
  - イ 最後の年度
  - ウ 最後の年度の属する削減計画期間の終了年度
- 四 (現行のとおり)
- 第三号に該当した特定地球温暖化対策事業所について、当該特定地2 前項の規定にかかわらず、知事は、第五条の十第一項第二号又は

があった年度の前年度 一 第五条の十第一項第二号に該当するとき。 同号の規模の縮小

の年度の前年度三 第五条の十第一項第三号に該当するとき。 同号の期間の最後

回 (盤)

二号又は第三号の規定による選択がなされなかった場合は、当該特 定地球温暖化対策事業所の削減義務期間の終了年度を、司頃第二号 ア文は第三号アに定める年度に変更するものとする。

第五条の十九及び第五条の二十(即行のとおり)

(管理口座の開設)

- 第五条の二十一 知事は、第五条の八第一頃又は第五条の八の二第三 頃の規定による指定を行う際に、当該指定に係る事業所の指定管理 口座を開設し、その旨及び当該悟定管理口座において振替可能削減 量等の管理を行うために必要な事頃を、規則で定めるところにより、 当該事業所の所有事業者等に通知するものとする。
- 2 知事は、第五条の九第二頃の規定による届出があった場合は、当 該届出による変更の後の指定地球温暖化対策事業者に係る指定管理 日座において服替可能削減量等の管理を行うために必要な事頃を、 規則で定めるところにより、当該変更の後の指定地球温暖化対策事 業者に通知するものとする。
- □ 一般管理口座により振替可能削減量等の管理を行おうとする者 は、知事による一般管理口座の開設を受けなければならない。
- るものとする。
- <u>5 一般管理口座の開設を受けようとする者は、一般管理口座の開設 | 3 指定地球温暖化対策事業者及び一般管理口座の開設を受けようと</u> について、その氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏

第五条の十九及び第五条の二十 (容)

(管理口座の開設)

- 第五条の二十一 指定地球温暖化対策事業者及び一般管理口座により 振替可能削減量等の管理を行おうとする者は、知事による<u>管理口座</u> の開設を受けなければならない。
- || || 一 || 設管理口座は、規則で定める者に限り開設を受けることができ | 77 || 12 || 一 || 設管理口座は、規則で定める者に限り開設を受けることができ るものとする。
  - する者は、管理口座の開設について、その氏名及び住所(法人にあっ

名及び主たる事務所の所住地)その他規則で定める事項を記載した 申請書を、関則で定めるところにより、知事に提出しなければなら 450

- − 知事は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請書又 はその旅付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときを除 き、遅帯なく、一般管理口座を開設しなければならない。
- <u>7 知事は、前頃の規定により一般管理口室</u>を開設したときは、運幣 <u>5</u> 知事は、前頃の規定により<u>管理口室</u>を開設したときは、運幣なく、 なく、当該一般管理口座において版替可能判域量等の管理を行うた めに必要な事項を当該一般管理口座の開設を受けた者に通知しなけ ればならない。
- 例 管理口座の開設を受けた者(以下「口座名義人」という。) は、そ の氏名又は住所(法人にあっては、名称、比表者の氏名又は主たる 事務所の所在地)その他規則で定める事頃に変更があったときは、 **関則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならな** い。ただし、第五条の九第一項第一号の規定による届出があったと きは、当該届出事頃については、この限りでない。

第五条の二十一の二から第五条の二十三の二まで( 現行のとおり) (削減量口座簿に係る手数料)

第五条の二十三の三 (現行のとなり)

第五条の二十一第五頃の規定による一般管理口座の開設の申請 をしようとする者(指定地球温暖化対策事業者その他規則で定め る者を徐く。) 一口強につき一万三十四百円

の二 第五条の二十一の二第二頃の規定による一般管理口座の更

ては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他規則 で定める事項を記載した申請書を、規則で定めるところにより、知 事に提出しなければならない。

- | 4 知事は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請書又 はその係付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときを除 き、遅帯なく、管理口座を開設しなければならない。
- 当該管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な 事項を当該管理口座の開設を受けた者(以下「口座名義人」という。) に通知しなければならない。
- □ □変名義人は、その氏名又は住所(法人にあっては、名称、代表 者の氏名又は主たる事簽所の所住地)その地規則で定める事頃に変 更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届 け出なければならない。ただし、第五条の九第一頃第一号の規定に よる届出があったときは、当該届出事項については、この限りでな

第五条の二十一の二から第五条の二十三の二まで (容)

(削減量口座簿に係る手数料)

第五条の二十一第三項の規定による一般管理口座の開設の申請 をしようとする者(指定地球温暖化対策事業者その他規則で定め る着を徐く。) 一口強につき一万三十四百円

新の申請をしようとする者 一口座につき一万二千四百円

- 二 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)

第五条の二十四から第八条の五まで (現行のとおり)

(検証機関の登録)

第八条の六 (現行のとおり)

るかららまで (現行のとおり)

第八条の九から第二十三条の五まで (現行のとおり)

(マンション 環境性能表示及び省エネルギー性能評価書の変更)

第二十三条の六 (現行のとおり)

則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。一号又は第二号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、規ンション環境性能表示を表示し、又は表示させた後、第二十一条第2 特定マンション建築主は、第二十三条の三第一項の規定によりマ

ろかららまで (現行のとおり)

第二十四条から第百六十条まで (現行のとおり)

<u>偽の届出</u>をした指定地球温暖化対策事業者は、二十万円以下の罰金の申請をし、又は同条第八項の規定による届出をせず、若しくは虚第百六十条の二 第五条の二十一第五項の規定による申請に関し虚偽

1) (盤)

23 (格)

第五条の二十四から第八条の五まで (略)

(検証機関の登録)

第八条の六 (略)

2 前項の登録の有効期間は、三年とする。

るかららまで (略)

第八条の九から第二十三条の五まで (略)

(マンション環境性能表示及び省エネルギー性能評価書の変更)

無二十三条の六 (器)

その旨を知事に届け出なければならない。事項に変更が生じたときは、速やかに、規則で定めるところにより、2 特定マンション建築主は、第二十一条第一号又は第二号に掲げる

ろかららまで (略)

第二十四条から第百六十条まで (略)

した「団座名義人(指定地球温暖化対策事業者に限る。)は、二十万円条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の申請若しくは届出を策百六十条の二 第五条の二十一第三項の規定による申請若しくは同

に処する。	以下の罰金に処する。
第百六十一条から第百六十五条まで (現行のとおり)	第百六十一条から第百六十五条まで (略)
別表第一から別表第十三まで (現行のとおり)	別表第一から別表第十三まで (略)